**２０１7年（平成２9年度）複数年サイクル点検評価レポート【施策評価】**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 分野名 | **Ⅱ-4(2)　健康で安心して暮らせる社会の構築（良好な水環境を確保するために）** | 施策No. | **25** | 施策名 | **水循環の保全・再生** |

|  |  |
| --- | --- |
| **目的、内容** | 流域一体となった水循環の保全・再生・森林や農地・ため池等の保全による流域の雨水浸透、貯留などの水源かん養機能の保全・回復・増進・節水や雨水利用の促進、地下水・下水処理水の活用等 |
| **副次的効果、外部効果等** |  |
| **関係法令、行政計画等** | 水循環基本法（2014年7月施行） |
| **国等の政策、社会情勢等** |  |
| **（参考）****講じた施策に記載した施策事業コスト** | 2014年度（決算額）（千円） | 2015年度（決算額）（千円） | 2016年度（決算見込額）（千円） |
| 38,024,403 | 36,044,480 | 32,446,102 |
| ※各年度で「講じた施策」への掲載事業が異なることから、新規事業の有無等に関わらず、年度間でコストの増減がある。 |
| **取組指標及び実績**（施策効果の定量評価） |  | 名称 | 把握方法 | 実績 |
|  | （該当なし） |  |  |
|  |
| **工程表の進捗状況** | 工程名 | 進捗状況※ | 主な事業の名称 | 事業の実施状況 |
|  | 森林整備 |  |  |  |
|  |  | 保安林の指定拡大 | ☆☆ | 保安林の指定 | 2014～16年度に９９ha追加指定。 |
|  |  | 保水機能の高い森林の育成 | ☆☆ | 森林造成事業 | 間伐実施面積312ha（2014年度）、445ha（2015年度）、384ha（2016年度） |
|  | 農空間の保全・活用（農地、ため池・農業用水路等の保全と活用の推進） | ☆☆ | 農業用水路改修事業、オアシス整備事業、農空間保全地域制度推進事業 | オアシス構想整備地区　計36地区（201６年度末）遊休農地解消面積　３３２．７ha（2014～2016年度） |
|  | 下水処理水の有効利用（下水処理水の河川浄化用水、修景用水、散水への有効利用） | ☆☆ | 下水高度処理水供給「Ｑ水くん」 | 高槻水みらいセンター他１１処理場及び長吉ポンプ場において、散水用途のための高度処理水を無償で供給 |
| 緑地、水路の流水への利用 | 原田水みらいセンター他７処理場内の修景用水として利用するとともに、処理場外においても修景用水や河川用水として計２３箇所で利用 |
|  | 雨水利用 |  |  |  |
|  |  | 官民連携モデルを他地域に展開 | ☆☆ | 雨水利用の手法・事例の情報提供 | ホームページで、雨水利用の事例や、市町村における雨水タンク助成制度等について情報提供 |
|  | 地下水利用 |  |  |  |
|  |  | 都市部での保水能力の向上 | ☆☆ | 「みどりの風促進区域」における緑化の推進、校庭の芝生化、建築物緑化促進制度 | 促進区域における植樹　計約10,000本（2011～2016年度）校庭の芝生化　計182校、約20ha（～2012年度）条例に基づく建築物敷地等緑化　累計約３００ha（～2016年度） |
|  |  | 地下水の利用（適切な地下水位を維持） | ☆☆ | 地盤沈下規制指導事業 | 府域15箇所の観測所における地下水位及び地盤沈下の常時監視（地盤沈下の未然防止のために実施）工業用水法等に基づく地下水の採取規制の実施府生活環境保全条例に基づく地下水の年間採取量報告徴収の実施 |
|  | ※進捗状況：☆☆☆計画以上の進捗／☆☆計画どおり／☆計画以下の進捗／△計画とは異なる事業内容で進捗 |
| **評価** |  | 評価 | 理由等 |
| 施策目的の達成状況 | 順調に推移している | （事業・工程の進捗状況等から評価） |
| 事業・工程の進捗状況 | 概ね想定どおり進捗 |  |
| **計画見直し又は改善事項** |  | 見直し・改善点の有無 | 見直し・改善点の内容等 |
| 目標 | 無 |  |
| 施策の方向・主な施策 | 無 |  |
| 工程表 | 無 |  |
| その他の改善事項 | 無 |  |
| **関係課室** | 環境管理室、環境農林水産総務課、みどり推進室、農政室、都市整備部 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **環境総合計画部会委員による点検（所見）** | 点検評価手法の適正さについて | 評価結果について | 計画の見直し又は改善方針について |
| 点検評価手法の適正さについては、概ね妥当である。 | 施策目的の達成状況について、数値目標が無いから「―」ではなく、実施と計画から評価すべきである。※修正対応済（事務局） | 計画の見直し又は改善方針については、概ね妥当である。 |